

○津軽海峡文化館の管理に関する規則

平成2年3月17日

規則第2号

改正 平成17年8月16日規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、津軽海峡文化館設置条例(平成17年佐井村条例第29号。以下「条例」という。)第24条の規定に基づき、津軽海峡文化館(以下「文化館」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。

(許可申請書)

第2条 条例第6条の規定により文化館の施設(以下「施設」という。)を使用しようとする者は、使用許可申請書(様式第1号)を村長又は指定管理者に提出し、許可を受けなければならない。許可事項を変更し、又は取り消そうとするとき、又は施設内において物品を販売しようとするときも、同様とする。

2 村長又は指定管理者は、施設の使用を許可したときは、使用許可書(様式第2号)を交付する。

3 村長又は指定管理者が特に必要がないと認めたときは、使用許可申請書の提出及び使用許可書の交付は、これを要しないものとする。

(許可条件)

第3条 条例第7条第2項に規定する許可条件は、次のとおりとする。

(1) 許可を受けた後、その内容を変更しようとするときは、当該変更に関し、村長又は指定管理者の許可を受けること。

(2) 建物の内部において物品を販売し、又は販売させるときは、村長又は指定管理者の許可を受けること。

(3) 使用施設内の火気の取締り及び物品の保全については、使用者の責任において行うこと。

(4) 使用施設内の秩序を保持するために必要な措置をすること。

(職員の立入り)

第4条 村長又は指定管理者は、施設の管理上必要があると認めるときは、使用中であっても職員を施設内に立ち入らせることができる。

(使用料の免除)

第5条 条例第10条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用料減額

(免除)申請書(様式第3号)を第2条第1項の使用許可申請書の提出と同時に提出しなければならない。

- 2 村長又は指定管理者は、前項の使用料減額(免除)申請書が提出されたときは、その内容を審査し、減額(免除)の可否を決定し、申請者に通知しなければならない。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第17号)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、津軽海峡文化館の管理を指定管理者に管理させるときは、様式第1号、様式第2号及び様式第3号中の「佐井村長」又は「村長」とあるのは、「指定管理者(津軽海峡文化館指定管理者)」と「使用」を「利用」と、「使用料」を「利用料金」とし、使用するものとする。
- 3 この規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正前の様式によるものとみなす。

様式第1号(第2条関係)

使 用 許 可 申 請 書

年 月 日

佐井村長 様

申請者 住 所

氏 名



次のとおり ①を使用したいので津軽海峡文化館の管理に関する規則第2条の規定により申請します。

使用の目的			午前 人 午後 人(全日 人) 夜間 人	
使用の日時	月 日(曜日) 時 分～ 月 日(曜日) 時 分			
使用室名		円		円
		円		円
		円		円
特設使用器具	品 名	金 額	品 名	金 額
		円		円
		円		円
		円		円
			使用料合計	円

備考 使用料は、所要額の指示を受けた後直ちに納入してください。

なお、使用料を納入しなければ使用許可書の交付を受けられません。

様式第2号(第2条関係)

使 用 許 可 書

年 月 日

申請者 様

佐井村長

取扱者職氏名



月 日付けで申請のあった の使用許可申請については、次のとおり条件を付して許可します。

使用の目的			午前 人 午後 人(全日 人) 夜間 人	
使用の日時	月 日(曜日) 時 分～ 月 日(曜日) 時 分			
使用室名		円		円
		円		円
		円		円
特設使用器具	品 名	金 額	品 名	金 額
		円		円
		円		円
		円		円
			使用料合計	円

許可条件

- 1 許可を受けた後、その内容を変更しようとするときは、当該変更に関し村長の許可を受けること。
- 2 建物の内部において物品を販売し、又は販売させるときは、村長の許可を受けること。
- 3 使用施設内の火気の取締り及び物品の保全管理は、使用者の責任において行うこと。
- 4 使用施設内の秩序を保持するために必要な措置をすること。

様式第3号(第5条関係)

使 用 料 減 額(免除)申 請 書

年 月 日

佐井村長

申請者 住 所
氏 名



次のとおり、津軽海峡文化館の管理に関する規則第5条第1項の規定により使用料の減額(減免)を受けたいので申請します。

使 用 の 目 的	
使用目的が公益上特に必要と認められる理由	
減額(免除)を受けようとする額	
そ の 他 の 事 項	

様式第1号(第2条関係)

様式第2号(第2条関係)

様式第3号(第5条関係)